

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

財産活用課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

長寿社会課

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

○ 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催

港湾課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 基本測量の終了

監理課

○ 公共測量の実施

建築指導課

○ 二級建築士の免許の取消し

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

の完了

○ ” ”

○ ” ”

【選挙管理委員会】

○ 岡山県選挙管理委員会の委員長及び委員
長職務代理者の住所及び氏名

選挙管理委員会

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

◎岡山県告示第一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	L F K O 一六三四
二六インチ 緑	一台	岡山西 F 三二二四六
二六インチ 銀	一台	岡山西 H 〇三五六八
二六インチ 銀	一台	G F 一 L 四一六七一
二〇インチ 白	一台	A 七 L 二二二二一
二六インチ 橙	一台	K 一 一 〇 六二二三〇五
二六インチ 銀	一台	岡山中央 H 四五八七三
二六インチ 銀	一台	倉敷 D 七七七〇〇
二六インチ 赤	一台	岡山南 H 五九九一〇
二六インチ 紫	一台	S I A 七八四七八
二七インチ 紺	一台	岡山中央 H 七四九二三
二六インチ 白	一台	岡山東 C 〇六五四二
二六インチ 青	一台	岡山南 C 八二六九五
二七インチ 銀	一台	岡山南 H 〇六七五四
二七インチ 銀	一台	岡山南 C 五四七四九
二六インチ 桃	一台	L G D 三六二七五
二六インチ 橙	一台	I C 〇 六 〇 七 六 八 B

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十八年十一月十八日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁外来駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三四

◎岡山県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 岡山中尾フイルター工業株式会社

住 所 小田郡矢掛町西川面433

氏 名 代表取締役社長 難波 利明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 岡山中尾フイルター工業株式会社笠岡工場

所在地 笠岡市茂平1729-2

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設							
種	類	19-リ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するのり抜き施設 (No. 3)							
能	力	40m/分							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成29年3月1日							
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成29年3月20日							
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成29年3月21日							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続9時間							
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常値及び最大値並びに通常量及び最大量	施 設 名	プレウエッタ槽		O-ボックス槽		パイプロ水洗槽		オープン水洗槽	
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	27	43	同左		27	43	同左	
	p H	6.3	7.8			6.8	7.4	6.9	7.4
	BOD (mg/L)	700	1,000			110	140	10	12
	COD (mg/L)	700	1,000			150	190	14	16
	S S (mg/L)	30	40			23	30	7	12
	油 分 (mg/L)	30	40			17	22	1以下	1以下
	T-N (mg/L)	15	20			5	7	1	2
	T-P (mg/L)	4	10			2	4	0.1	0.2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

区 分	廃 止								
種 類	19-リ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するのり抜き施設 (No. 2)								
能 力	40m/分								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-								
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-								
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-								
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続9時間								
使用時において、当該施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに通常の汚水量及び最大の量	施 設 名	プレウエッタ槽		O-ボックス槽		バイプロ水洗槽		オープン水洗槽	
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	51	82	同左		51	82	同左	
	p H	6.3	7.8			6.8	7.4	6.9	7.4
	BOD (mg/L)	700	1,000			110	140	10	12
	COD (mg/L)	700	1,000			150	190	14	16
	S S (mg/L)	30	40			23	30	7	12
	油 分 (mg/L)	30	40			17	22	1以下	1以下
	T-N (mg/L)	15	20			5	7	1	2
	T-P (mg/L)	4	10			2	4	0.1	0.2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設No. 2				同左				
種 類 及 び 型 式	ユニチカエンジニアリング製UB-33AS				同左				
構 造	鉄筋コンクリート及び鋼板製				同左				
主 要 寸 法	L 21,850mm × W5,000mm × H5,200mm				同左				
能 力	90m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	活性汚泥処理及び凝集加圧浮上処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該汚水等の処理前後の状態及び通常の汚水量及び最大汚水量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	55	88	55	88	31	49	31	49
	p H	6.9	7.4	7.5	8.2	同左			
	BOD (mg/L)	170	310	10	12				
	COD (mg/L)	250	340	15	20				
	S S (mg/L)	27	57	8	12				
	油 分 (mg/L)	17	37	1以下	1				
	T-N (mg/L)	8	10	3.7	7				
T-P (mg/L)	2.5	6	0.6	2					

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	工場排水No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	80	128	45	72
p H	7.5	8.2	7.5	8.0
BOD (mg/L)	7	12	0.6	1.2
COD (mg/L)	10	18	2.5	4.3
S S (mg/L)	6	10	2	4
油分 (mg/L)	1以下	5	1以下	1以下
T-N (mg/L)	2.5	6.1	0.6	1.0
T-P (mg/L)	0.41	0.94	0.02	0.03

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年1月6日から同月27日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

吉松屋薬局月田店

真庭市月田六八二七―一

平成二十九年一月一日

株式会社ダテ薬局メルカ店

玉野市宇野一―三八―一

平成二十九年一月一日

◎岡山県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

訪問看護ステーションくじば

笠岡市笠岡五〇九九―二

平成二十九年一月一日

◎岡山県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

川上薬局大高店

倉敷市東富井九六二一六

平成二十九年一月一日

株式会社ダテ薬局メルカ店

玉野市宇野一三八一

平成二十九年一月一日

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

◎岡山県告示第六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチルロニド「ロ」（シクロヘキシルメチル）ロハインドールロカルボキサミド」ロメチルブタノアート（通称名AMBICHMICA、MMBICHMICA）及びその塩類
- 2 ロ（ロエトキシロ三・五ジメトキシフェニル）エタンアミン（通称名Escaline）及びその塩類
- 3 N（ロフェネチルペリジンロイル）ロフェニルフランロロカルボキサミド（通称名Furanylfentanyl、FuF）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年十二月三十一日

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

◎岡山県告示第七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプラン そよかぜ

2 所在地

岡山県津山市中原三八五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さつき

2 所在地

岡山県津山市中原三八五番地

三 指定年月日

平成二十九年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二七九

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

社会福祉法人四ツ葉会

二 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター、児童発達支援事業所
整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市沖新町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター、児童発達支援事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」の用に供する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人四ツ葉会は、本件事業に要する経費について財源措置を講じており、昭和四十七年に法人を設立して以来、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム事業）、第二種社会福祉事業（小規模多機能型居宅介護事業）等の事業を運営している実績があることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、倉敷市大高地区に小規模多機能型居宅介護事業所を整備するとともに、当該施設を老人デイサービスセンターと児童発達支援事業所の複合施設として建設し、運営することで、住まい、医療、

介護、介護予防及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの要となることから、地域における社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本事業計画においては、①交通の利便性がよいこと、②駐車場を含め事業に必要な面積が確保できること、③事業費が廉価であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本事業の施行により失われる利益については、本事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本事業については、地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

◎岡山県告示第九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。

平成二十九年一月六日

笠岡港湾管理者 岡 山 県
代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 日時 平成29年1月18日（水） 午後2時から

2 場所 笠岡市六番町2-5

岡山県備中県民局井笠地域事務所別館2階小会議室

3 予定地域の範囲

笠岡港港町地区（延長 1213.0m 方位 真北）

次の各線と水際線とによって囲まれた区域

1線 岡山県笠岡市神島字見崎山144番1の国土地理院三等三角点「神ノ崎」（北緯34° 26′ 52″ 4198, 東経133° 28′ 47″ 9348）から11° 56′ 16″ 2047.5mの地点より231° 20′ 02″ の方向に水際線まで引いた線

2線	1線の起点から	339° 14′ 57″	42.4mの地点まで引いた線
3線	2線の終点から	237° 33′ 14″	132.3m "
4線	3線 "	148° 20′ 39″	84.8m "
5線	4線 "	237° 32′ 44″	337.4m "
6線	5線 "	328° 09′ 26″	84.3m "
7線	6線 "	237° 39′ 22″	542.5m "
8線	7線 "	147° 39′ 07″	の方向に水際線まで引いた線

〔二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つやま城西ほりおこし隊

三 代表者の氏名

嶋田 哲士

四 主たる事務所の所在地

津山市小田中一三一二番地一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、「城西地域の歴史と文化を尊重したまちづくり」を推進することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業に関する事項及び定款の変更に
関する事項

(二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市、新見市、 真庭市、美作市、 真庭郡新庄村、 田郡鏡野町、 久米郡美咲町	測量区域
基本測量(電子基準点現地調査)	測量の種類
平成二十八年十月三十一日	終了年月日

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

〔三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市中区沢田地	測 量 区 域
水 準 測 量	測 量 の 種 類
平 成 二 十 九 年 一 月 十 日 か ら 同 年 三 月 三 十 一 日 ま で	測 量 期 間

〔四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年十二月二十六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

尾高 教由 二級建築士 第三七四九号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

〔五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字里坊一七三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一九四三メゾンコスモスⅡA棟一〇二号

大久保 学

三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

〔六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三五六一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野八二二―二セレーナB二〇一

難波 達人

三 許可番号

岡山県指令建指第二二二二号

平成29年1月6日 岡山県公報 第11852号

〔七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西之町三―一六シャーマゾン西之町一〇二号室

坂本 賢志

三 許可番号

岡山県指令建指第二五〇号

◎岡山県選管告示第一号

平成二十八年十二月二十六日岡山県選挙管理委員会の委員長に選挙された者及び委員
長職務代理者に指定された者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年一月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

職務代理者	委員長	委員長	職名
岡山市北区撫川一〇一五番地一四	倉敷市浜ノ茶屋二丁目二番三三号		住所
平松卓雄	藤原健補		氏名